

大分県報

令和八年
号外（三〇）
三月三十一日

（火曜日）

目次

教育委員会規則

- 大分県教育委員会会議規則の一部改正……………一
大分県教育功労者表彰規則の一部改正……………一
学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正……………一
大分県教育委員会公告式規則の一部改正……………二
大分県教育委員会行政組織規則の一部改正……………二
大分県立学校管理規則の一部改正……………三
大分県立高等学校学則の一部改正……………三
大分県立特別支援学校学則の一部改正……………三
公益信託に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定……………四

○教育委員会規則

大分県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第二号

大分県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会会議規則（平成二十三年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（参集等）」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が適当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議に出席することができる。

附則

令和八年三月三十一日

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県教育功労者表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第三号

大分県教育功労者表彰規則の一部を改正する規則

大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県教育委員会表彰規則

第一条第一号中「多年教育」を「教育行政」に、「成績」を「功績の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 学校教育に従事し学校経営について特に功績の顕著なるもの

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第四号

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正）

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の二十二の項の原因の欄に次のように加える。

二 児童福祉法第六条の二の第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童

発達支援の利用に係る付添いを行う場合

（大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大

大分県報号外（教育委規則）

分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「種類」を「種目」に、「第六条第一項」を「第六条」に、「車賃、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改める。

別表第三の五の項の原因の欄に次のように加える。

二 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

(大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十六の項の区分の欄に次のように加える。

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第五号

大分県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会公告式規則(昭和三十四年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その末尾に教育長が署名し」を「、教育長が署名(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十六条第四項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。)をし」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第六号

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則(昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の教育改革・企画課の項中「総務班、改革企画班、広報・調整班」を

「総務・広報班、企画管理班」に、「経理班」を「改革企画・グローバル推進班」に改め、同表の教育DX推進課の項中「ICT教育指導班」の下に「、基盤整備・システム開発支援班」を加え、同表の教育財務課の項中「企画・予算班」を「管理予算班」に改め、同表の高校教育課の項中「、グローバル人材育成推進班」を削る。

第五条中第二十六号を削り、第二十五号を第二十六号とし、第六号から第二十四号までを

一号ずつ繰り下げ、第五号を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 教育庁及び教育機関(学校を除く。)の組織に関すること。

四 教育費の予算に係る事務の総括に関すること。

第五条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 留学及び国際交流活動に関すること。

第五条の二第三号中「デジタル教材」の下に「(デジタル教科書を除く。)」を加える。

第五条の三第十号中「総務事務センター」の下に「(大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第十号)第三条第一項に規定する総務事務センターをいう。以下同じ。)」を加える。

第六条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

九 大分県教育委員会リスクマネジメントの推進に関すること。
十 本庁の課及び所の総務系事務に関すること(総務事務センターの所掌に係る事項を除く。)

第七条第四号中「及び特例給付」を削る。
第八条第十二号中「教育改革・企画課」を「教育財務課」に改める。
第十八条の表の総務企画課の項の次に次のように加える。

教育改革推進監	教育改革・企画課	上司の命を受け、教育改革の施策の推進に関する事務を処理する。
---------	----------	--------------------------------

第十八条の表の財務企画課の項を次のように改める。

上司の命を受け、高校教育の推進に関する事務

高校教育推進監

高校教育課

を処理する。

第十八条の表の健康対策・管理監の項を削り、同表の体育・スポーツ振興監の項を次のように改める。

スポーツ・健康推進監	体育保健課	上司の命を受け、学校体育及びスポーツの推進並びに幼児・児童・生徒の健康対策に関する事務を処理する。
------------	-------	---

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第七号

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の四中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七條の五に規定する学校運営協議会をいう。）を置くときその他特別の事情のあるときは、学校評議員を置かないことができる。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第八号

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別表の大分県立別府翔青高等学校の項中

普通科	商業科	グローバルコミュニケーション科
-----	-----	-----------------

を

普通科	クロスアカデミア科	商業科	ビジネスイノベーション科	グローバルコミュニケーション科
-----	-----------	-----	--------------	-----------------

に

改め、同表の大分県立中津南高等学校の項中

普通科	普通科
-----	-----

を

普通科	普通科	環境・社会共生科
-----	-----	----------

に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第九号

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立南石垣支援学校の項中「大分県立南石垣支援学校」を「大分県立別府やまなみ支援学校」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

公益信託に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十号

公益信託に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(大分県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止)

第一条 大分県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

(昭和六十一年大分県教育委員会規則第三号)は、廃止する。

(大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させ

る規則(昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

(大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則の一部改正)

第三条 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則(昭和三十五年大分県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(大分県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止)

2 大分県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年大分県教育委員会規則第十七号)は、廃止する。